

## ○工学院大学学生懲戒規程

(平成 29 年 11 月 6 日)

改正

(目的)

第 1 条 この規程は、工学院大学学則第 31 条および工学院大学大学院学則第 38 条に規定する懲戒に関する事項について定めることを目的とする。

(懲戒の対象)

第 2 条 この規程による懲戒の対象となる者は、工学院大学（以下「本学」という。）の学部学生、および大学院生（以下「学生」という。）とする。

(基本方針)

第 3 条 懲戒は、第 5 条に定める懲戒の対象となる行為を行った場合に、学校教育法第 1 1 条および同法施行規則第 26 条に基づいて行う。

2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。

(懲戒の対象とする期間)

第 4 条 懲戒の対象とする期間は、懲戒の対象となる学生が本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象となる行為)

第 5 条 懲戒の対象となる行為は、次に掲げるものとする。

(1) 犯罪行為

(2) 人権を侵害する行為

(3) 重大な交通事故および交通法規違反行為

(4) 試験等（成績評価のために課す試験ならびに課題に対するレポートおよび成果物をいう。）における不正行為

(5) 学問的倫理に反する行為

(6) 情報倫理に反する行為

(7) 本学の諸規程に反する行為

(8) その他学生として不適切な行為

2 前項各号について、別に規程が定められている場合は、その規程による。

(懲戒の種類)

第 6 条 懲戒の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 退学 学生としての身分を剥奪する。この規程により退学となった者は、学則に定める再入学を許可しない

(2) 停学 一定期間、学生の教育課程の履修、課外活動等を停止する。停学の種別は、無期停学または有期停学とし、有期停学の場合、その期間は 1 か月以上 6 か月以下

とする。停学期間は在籍年数に含め、修業年限に含まない。停学期間中であっても「工学院大学学費納入規程」に基づき、所定の学費を納入しなければならない

(3) 訓告 学生の行った行為の責任を確認し、書面をもって戒める  
(停学期間中の指導)

第7条 懲戒の対象となった学生の所属する学部または研究科は、必要があると判断する場合は停学期間中の学生に対して、定期的に面談および教育的指導を行う。

2 学部または研究科は、教育的指導のため必要と判断する場合には、学生の施設利用および履修登録等必要な手続を行うことを認めることができる。

(出校禁止)

第8条 懲戒の対象となる学生が所属する学部または研究科の長（以下「学部長または研究科長」という。）は、当該学生の行為が第5条に規定する懲戒の対象となることが明白であり、かつ、懲戒されることが確実とみられる場合は、懲戒処分決定前に出校禁止を命ずることができる。この場合、出校禁止の期間は1か月を超えないものとし、この間、当該学生の活動を制限することができるものとする。なお、出校禁止の期間は停学期間に通算することができる。

(厳重注意)

第9条 学生の行為が第5条の各号に掲げる行為であっても、情状によっては当該学生が所属する学部または研究科が必要と認めるときは、学部長または研究科長は、当該学生に対して厳重注意に留めることができる。

2 厳重注意は、当該学生に行為の問題性を自覚させて反省を促す。

(加重罰)

第10条 過去に懲戒を受け、または学部または研究科の厳重注意を受けた者が、懲戒の対象になった場合は、より重い懲戒を課すことができる。

(事実関係の調査・確認)

第11条 教職員は、学生に懲戒の対象となる行為があったと認められるときは、直ちに学部長または研究科長に報告する。

2 前項の報告を受けた学部長または研究科長は、遅滞なく当該学生に対する事情聴取等による調査を行い、事実関係を確認しなければならない。

3 学部長または研究科長は、事実関係の調査・確認をするにあたり、その旨を学長に遅滞なく報告しなければならない。

4 前項の調査にあたり、学部長または研究科長は、事前に当該学生に対して、調査の趣旨・目的を口頭または文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。ただし、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、当該学生が正当な理由なくこれを欠席し、または弁明に関する文書を指定の期日までに提出しなかった場合には、これを放棄したものとみなす。

- 5 前項の規定は、重大犯罪を起こしたことが明白である等、特段の事由がある場合には、この限りでない。

(調査の対象となった者の退学等申出の取扱い)

第12条 学長は、前条における事情聴取等の調査の対象となった者から、懲戒の決定前に退学または休学の申出がある場合は、懲戒が決定するまでこれらの申出を受理しない。

(懲戒決定までの手続)

第13条 学部長または研究科長は、前条の事実関係の調査結果を報告書にまとめ、学事部長に提出しなければならない。

- 2 学事部長は、当該報告書により当該学生の行為が第5条に規定する懲戒の対象になると判断した場合、学生支援委員会委員長に学生懲戒委員会の設置を要請する。
- 3 学生支援委員会委員長は、当該報告書を勘案して、委員長および副委員長の他に同委員会から5名の委員を指名し、学生懲戒委員会を設置する。

(学生懲戒委員会)

第14条 学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員会は、当該報告書に基づき当該事案について、必要に応じて調査を行い、新たに調査を行った場合には、改めて当該学生に弁明の機会を与え、懲戒案を審議し、懲戒案を学長へ報告する。なお、この場合も弁明の機会を与えられたにもかかわらず、当該学生が正当な理由なくこれを欠席し、または弁明に関する文書を指定の期日までに提出しなかった場合には、これを放棄したものとみなす。
- 5 委員会は、第19条に規定する不服申立てを含む当該事案に関わる審議の終結をもって解散する。

(懲戒の通告・通知・発効)

第15条 懲戒は、前条における学生懲戒委員会の審議を踏まえ、教授総会または大学院委員会の意見を聴いて、学長が行う。

- 2 学長は、学生および保証人に対し、懲戒の内容およびその理由を文書により通告、通知する。なお、この文書には、当該学生に不服がある場合は、第19条に規定する不服申立てができる旨を記すものとする。
- 3 前条の通告および通知は、発信をもって足るものとし、懲戒は、前項の文書を通告、通知（掲示発信）した日から発効する。

(公示)

第16条 懲戒を行った場合、学長は、その旨を遅滞なく公示する。

- 2 公示する事項は、学部または研究科、学科（専攻）、学年（課程）、懲戒の種類、懲戒の期間（有期停学の場合）および懲戒理由とする。
- 3 公示期間は、1か月とする。
- 4 特段の事由がある場合、学長は教授総会または大学院委員会の意見を聴いて、第2項の内容の一部または全部を公示しないことができる。

（無期停学の解除）

第17条 学部長または研究科長は、無期停学の発効日より6か月を経過した後に、その解除が適当であると認めるときは、その解除を発議することができる。

- 2 無期停学の解除は、学生支援委員会において審議の上、教授総会または大学院委員会の意見を聴いて、学長が行う。
- 3 無期停学解除の通知は、学生および保証人へ文書により通知、通告する。

（懲戒に関する記録）

第18条 懲戒の対象となった学生の将来を配慮し、成績証明書その他本人の成績および修学状況に関する文書等において、大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として、懲戒の対象になった旨を記載しない。ただし、懲戒の事実は、学籍簿に記載する。

（不服申立て）

第19条 懲戒の対象となった学生は、懲戒の発効日から30日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、この期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。

- 2 不服申立てを行う学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。

（不服申立審査委員会）

第20条 学長は、前条の不服申立てがあった場合には、不服申立審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、副学長、学部長、研究科長の中から、学長が指名する5名で構成する。
- 3 審査委員会の委員長は、委員間の互選により選出する。
- 4 審査委員会が必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 審査委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。
- 6 不服申立てを行った学生は、書面により意見を述べ、また、資料を提出することができる。
- 7 審査委員会は、不服申立てが妥当でないとは判断した場合は、不服申立ての棄却を求める旨の上申を学長に行う。
- 8 審査委員会は、不服申立てが妥当であると判断した場合は、懲戒の取消し、または変更を求める旨の上申を学長に行う。

9 学長は、不服申立てを行った学生に前二項いずれかの上申の内容を文書に通告する。  
(再審議)

第 21 条 学長は、前条第 8 項に定める上申を受理した場合、学生懲戒委員会に対し再審議を求める。

(関係者の守秘義務)

第 22 条 学生の懲戒に関する事項に関わった者は、その職務にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その職務を解かれた後も継続する。

(所管)

第 23 条 学生の懲戒に関する業務は、学事部学生支援課が行う。

(補則)

第 24 条 この規程中に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 25 条 この規程の改廃は、教授総会および大学院委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。(第 20 条第 2 項中「学長補佐」を削除する。)